

上場株式等の住民税(町・県民税)の課税方式の選択について

平成 29 年度の税制改正により、上場株式等の住民税(町・県民税)の課税方式について、所得税と住民税(町・県民税)で異なる課税方式を選択できることが明確化されました。

《所得の種類と選択可能な課税方式》

所得の種類	選択できる課税方式		
	総合課税	申告分離課税	源泉分離課税(申告不要制度)
上場株式等の配当所得	総合課税	申告分離課税	源泉分離課税(申告不要制度)
上場株式等の譲渡所得等(源泉徴収ありの特定口座内のもの)	—	申告分離課税	源泉分離課税(申告不要制度)
特定公社債等の利子所得等	—	申告分離課税	源泉分離課税(申告不要制度)

■上場株式等の配当所得

総合課税を選択する場合

住民税(町・県民税)の税率が10%となりますが、配当控除を適用できます。また、申告した配当所得金額が合計所得金額、総所得金額等に算入されます。

申告分離課税を選択する場合

住民税(町・県民税)の税率は5%で、あらかじめ特別徴収されている税率と同じです。上場株式等の譲渡損失と損益通算ができます。配当所得金額が合計所得金額、総所得金額等に算入されます。

源泉分離課税(申告不要制度)を選択する場合

5%の特別徴収で課税が終了します。配当所得金額は合計所得金額、総所得金額等に算入されません。

上場株式等の配当所得		課税方式		
		総合課税	申告分離課税	源泉分離課税
税率	所得税	累進課税率	15.315%	15.315%
	住民税	10%	5%	5%
配当控除の適用		あり	なし	なし
配当割額控除の適用		あり	あり	なし
上場株式等に係る譲渡損失との損益通算		できない	できる	できない(※1)
不動産所得、事業所得等に係る損失との損益通算		できる	できない	できない
合計所得金額への算入		算入	算入(※2)	算入しない

(※1) 同一の源泉徴収口座内の上場株式等の配当所得等と上場株式等の譲渡損失は、その源泉徴収口座内で損益通算されています。

(※2) 上場株式等に係る譲渡損失と上場株式等の配当所得等との損益通算を適用している場合は、その適用後の金額で、かつ、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用前の金額になります。

■上場株式等の譲渡所得等（源泉徴収ありの特定口座内のもの）

申告分離課税を選択する場合

住民税(町・県民税)の税率は5%で、あらかじめ特別徴収されている税率と同じです。
上場株式等の譲渡損失と損益通算ができます。申告した所得金額は合計所得金額、総所得金額等に算入されます。

源泉分離課税(申告不要制度)を選択する場合

5%の特別徴収で課税が終了します。これら所得等金額は合計所得金額、総所得金額等に算入されません。

上場株式等の譲渡所得等 (源泉徴収ありの特定口座内のもの)		課税方式	
		申告分離課税	源泉分離課税
税率	所得税	15.315%	15.315%
	住民税	5%	5%
株式等譲渡所得割額控除の適用		あり	なし
上場株式等に係る譲渡損失との損益通算		できる	できない(※3)
合計所得金額への算入		算入(※4)	算入しない

(※3) 同一の源泉徴収口座内の上場株式等の配当所得等と上場株式等の譲渡損失は、その源泉徴収口座内で損益通算されています。

(※4) 上場株式等に係る譲渡損失と上場株式等の配当所得等との損益通算を適用している場合は、その適用後の金額で、かつ、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用前の金額になります。

■特定公社債等の利子所得等

申告分離課税を選択する場合

住民税(町・県民税)の税率は5%で、あらかじめ特別徴収されている税率と同じです。
上場株式等の譲渡損失と損益通算ができます。申告した所得金額は合計所得金額、総所得金額等に算入されます。

源泉分離課税(申告不要制度)を選択する場合

5%の特別徴収で課税が終了します。これら所得等金額は合計所得金額、総所得金額等に算入されません。

特定公社債等の利子所得等		課税方式	
		申告分離課税	源泉分離課税
税率	所得税	15.315%	15.315%
	住民税	5%	5%
配当割額控除の適用		あり	なし
上場株式等に係る譲渡損失との損益通算		できる	できない(※5)
合計所得金額への算入		算入(※6)	算入しない

(※5) 同一の源泉徴収口座内の上場株式等の配当所得等と上場株式等の譲渡損失は、その源泉徴収口座内で損益通算されています。

(※6) 上場株式等に係る譲渡損失と上場株式等の配当所得等との損益通算を適用している場合は、その適用後の金額で、かつ、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用前の金額になります。

手続きの方法

住民税(町・県民税)の納税通知書(特別徴収税額決定通知書を含む)が送達される時までに、確定申告書とは別に個人住民税(町・県民税)申告書の提出が必要です。この提出がない場合は、所得税の確定申告書の申告内容(課税方式)が適用されます。

(※)確定申告書の提出が納税通知書の送達後の場合は、本来申告不要である特定配当等や特定株式等譲渡所得金額に係る申告内容は適用できません。

注意事項

- ・ 所得税及び住民税が源泉(特別)徴収されている特定口座(以下「源泉徴収口座」という。)における上場株式等に係る配当所得等または譲渡所得等を申告するかどうかは源泉徴収口座ごとに選択することができます。
(1回の譲渡ごと、1回に支払を受ける上場株式等の配当等ごとの選択はできません。)
- ・ 同一の源泉徴収口座内で、上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得等で損益通算されている場合は、配当所得等のみを申告不要とすることはできません。
- ・ 源泉徴収口座以外において生じた上場株式等に係る配当所得等で所得税及び住民税が源泉(特別)徴収されている配当等は1回に支払を受けるべき配当等の額ごとに課税方式を選択することができます。
- ・ 所得税及び住民税が源泉(特別)徴収されない口座において生じた上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等については、申告不要とすることはできません。
- ・ 住民税において申告不要を選択した上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等については、配当割額控除及び株式等譲渡所得割控除の適用は受けられません。また、申告不要を選択した上場株式等に係る譲渡所得等の損失を、翌年度以降に繰越することはできません。
- ・ 当該年度において、繰越損失額を翌年に繰り越す申告をする場合は、納税通知書が送達されるときまでに、別途「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書」の提出が必要です。
※所得税において、所得申告及び繰越損失の適用を行い、住民税においては申告不要とした場合においても、翌年に繰越損失額を繰り越すための申告が必要です。また、翌年の申告においては、所得税における繰越損失額と住民税における繰越損失額に相違がある場合があるため、確定申告にて繰越損失の申告を行うほか、住民税においても申告及び繰越損失額の申告を行ってください。
- ・ 申告不要制度の対象となる配当所得や譲渡所得等について、申告することを選択した場合は、扶養の認定、住民税非課税判定、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料の算定、各種給付金の受給判定など、各種行政サービスに影響を及ぼす可能性があります。適用する課税方式は、申告者の方の判断で選択を行ってください。

【お問い合わせ】

住民税についてのお問い合わせは窓口税務課【Tel.0558-42-3968(直通)】にご連絡ください。